

(1)理想的な児童福祉法を作成するのではなく、現行の児童福祉法をベースとし、児童及び子育て家庭の現実、ニーズとの乖離の是正及び現行児童・子育て問題の解消に資する改善策を検討し、より現実的な改正案の作成に努めること。

(2)児童福祉法全体について検討を加えるが、今後必要と考えられる「総権制度における公法（児童福祉法）と私法（民法）との統合」、「財源の相違とともにうたとえば、育児支援法（社会保障財源）と児童福祉法（税財源）との二大体系化」といった論点については、既定の議論があまりにも多くなり結論が得にくいため、本研究においては判断を留保したうえで検討を進めること。

(3)児童家庭福祉行政の実施主体については前項を中心とし、サービス利用のあり方についてでは、利用者と提供者とが直接向き合う関係（たとえば支援賃制度や介護保険制度）を基本とすること。

2. 要綱試案の基本方針  
要綱試案の作成に当たり、他の社会福利制度等の動向や審議会報告その他種々の動向を踏まえて、要綱試案作成の基本方針は以下のとおりとした。  
(1)児童家庭福祉の理念について総合的に加筆し、また、子育て支援に対する社会の責任を明確にする。それにともない、法律の題名を変更する。  
(2)市町村を中心とするサービス提供体制をめざす。

(3)児童家庭福祉サービスの利用制度については、障害者福祉サービスにおける現行の利用制度である支障賃制度をモデルとし、必要な改善を行う。

(4)利用できるサービスの制定・決定については、市町村レベルにおける協議会構造を基本とする。併せて、次のステップとして、ケアマネジメントシステムの導入を意図する。

(5)要保護児童福祉の実施主体も原則として市町村とし、子育ち・子育て支援サービスと要保護児童福祉サービスとの連続性の確保をめざす。

(6)その場合において、児童相談所を設置しない市町村については、当分の間、被虐待等の要保護児童の職員保護度または家庭裁判所送致等について、当該市町村が属する都道府県の管轄児童相談所に当該事務を委託できることとする。

(7)社会的養護については、その小規模化、連続化、地域化を推進する。

(8)児童虐待防止については、警察、司法の介入強化を図る。

(9)すべての就学前児童には、その年齢に応じ、單独又は保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図る。

(三)児童の保護、養護を決定するに際しては、保護者及び家族の希望を尊重し、合意、協力

3. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案  
以上の前提条件、基本方針のもとで作成した第一次要綱試案（第一次版）は以下の通りである。

## 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案（第一次版）

### 第一 改正の趣旨

少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、ニーズと施設体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施策の分権化、連続化、統合化を推進し充実を図ることとともに、子育て家庭に対しても施設の幅を広げし、もつて児童及び家庭のウェルビーイングの一層の促進を図るほか、所要の規定の整備を行いうものとすること。

### 第二 改正の要点

#### 一 法律の題名等に関する事項

1 法律の題名等に関する事項  
(一)法律の題名を児童福祉法から「児童家庭福祉法」に改めること。  
(二)(一)にともない、「家庭」についての定義を設けること。

#### 二 法律の目的及び理念に関する事項

1 児童の権利保障に関する事項  
(一)父、母若しくは法定保護者は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、ともに育成する責任を有するものとすること。  
(二)すべての国民は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、ともに育成する責任を有す

#### 2 児童の育成責任に関する事項

(一)父、母若しくは法定保護者は、児童を育成する第一義的責任を負うものとすること。  
(二)すべての国民は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、ともに育成する責任を有す

を得てともに育成することに努めるものとすること。

### 3 児童の意見表明の保障とその尊重に関する事項

(一) 総則に、児童の意見表明の権保とその尊重規定を附加すること。

(二) 児童の児童福祉施設入所、解除等の福祉サービス利用の決定にあたっては、当該児童にその理由等について十分に説明し、意見を聴き、同意を得るよう努めるとともに、当該意見を尊重しなければならないものとすること。

### (三) 児童の意見表明を保障する要件は政令で定めるものとすること。

### 4・児童の最善の利益の判断基準に関する事項

(一) 都道府県、市町村が児童に対する福祉サービスについて決定する際には、「児童の確かめる意見と感情」、「児童の身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ」、「児童に対してとられた決定の結果、児童の状況の変化が児童に及ぼす影響」、「児童の年齢、性別、背景その他の特徴」、「児童の受けた、あるいは受けつつある苦しみ」、「児童に対してとられた決定の結果、児童を監護することとなるものが、児童のニーズを満たすことのできる可能性」を最大限考慮しなければならないものとすること。

## 三 実施体制に関する事項

### 1 「障害」の児童関係福祉事務に関する事項

(一) 「障害」児童保健施設への入所等に係る事務を都道府県・指定都市から市町村に移譲すること。

(二) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所、児童相談所「障害」専門部門を再編成し、「障害者相談センター」を都道府県・指定都市その他の政令で定める市に設置するものとすること。

(三) 「障害」児の医学的、心理学的、教育學的、社会学的及び精神保健上の判定を行う機関を、児童相談所から「障害者相談センター」に移管すること。

(四) 「障害」児であることが確定していない場合、あるいは障害の程度が軽度であつて障害を有しない児童と同等に処遇することが児童の利益になると考えられる場合には、児童相談所でも対応べきものとすること。

### 2 児童相談所の設置等に関する事項

(一) 児童相談所を、都道府県・指定都市その他の政令で定める市（以下「児童相談所設置市」）

という。）に設置するものとすること。

(二) 市町村に児童家庭福祉問題に総合的に対応する機關を設けることとする。これにとらない、福祉事務所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とする。また、当該事務の一部を民間に委託できるものとする。さらに、これにともない、家庭児童相談室を廃止すること。なお、指定都市その他政令で定める市が設置する児童相談所は、当該機関となることができる。

(三) 児童相談所は、児童家庭福祉に係る事項のうち、専門的判断を要する等専門的な知識及び技術を必要とする事項及び児童の一時保護その他必要と認められる事項を担当すること。

(四) 都道府県中央児童相談所は、その他の児童相談所、市町村に対して必要な支援を行わなければならぬものとすること。

### 3 児童家庭福祉事務の市町村移譲に関する事項

(一) 児童福祉施設等への児童の入所支援・養育家庭における児童の支援等に係る事務を都道府県・指定都市から市町村に移譲すること。

(二) 都道府県は、市町村の児童保護の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、技術的援助等の必要な援助を行うものとすること。

(三) 市町村に児童家庭福祉対策地域協議会を設置すること。2. の(二)の機関がその事務を行わるものとすること。

### 4 新しい利用制度に関する事項

#### 1 市町村の情報提供と利用の調整等

(一) 市町村は、児童及び保護者に対する必要な情報提供、相談及び指導を行ふなければならないものとすること。

(二) 市町村は、児童及びその保護者から求めがあったときは、必要に応じて、福祉サービスの利用について、あっせん又は調整を行うとともに、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福利施設の長並びに養育家庭に対する利用の要請を行うものとすること。

#### 2 サービスの決定及び支援費の支給

児童福祉法上の福祉サービスであつて措置制度並びに保育の実施、助産の実施、母子保健の実施により提供されているもののうち、次の3にいう児童居宅生活支援及び児童福利施設の支援並びに養育家庭支援について、児童居宅生活支援及び児童福利施設支援費並びに養育家庭支援費（支援費）を支給する方式を導入するため、次の事項について規定するものとす

ること。

(一) 市町村は、児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援事業者が提供する児童居宅生活支援又は指定児童福祉施設等が提供する児童福祉施設並びに養育家庭が提供する養育家庭支援を受けたときは、当該支援に要した費用について、支援費を支給することができる。

(二) 児童及び保護者は、支援を受けようとするときは、市町村に申請しなければならないこと。

(三) 市町村は、(二)の申請がなされたときは、当該児童並びに保護者の状況について、第二、二の4の(一)に掲げる事項等を総合的に勘査してその賛否の決定を行うこと。

(四) この場合には、市町村は、第二、三の3の(三)の児童家庭福祉対策地域協議会を活用しなければならないものとすること。また、児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びに児童の一時保護を行う必要がある場合には、当該児童を児童相談所に送致し、その判定の結果を考慮してサービスの決定を行わなければならぬこと。

(五) 児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援に係る支授費の額は、指定児童居宅生活支援又は指定児童福祉施設支援又は養育家庭支援に通常要する費用につき市町村が定める基準により算定した額から、児童又はその保護者の負担能力に応ずる利用者負担額を控除した額とすること。<sup>6)</sup>

(六) 市町村は、指定児童居宅生活支援及び指定児童福祉施設支援並びに養育家庭支援に要した費用について、支援費として支給すべき額の限度において、児童及び保護者に代わり、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設並びに養育家庭に支払うことができることとなるとともに、この場合において、当該児童及び保護者に支授費の支給があつたもののみなすこと。

(七) 市町村は、児童居宅生活支援の支給決定を受けた児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援以外の児童居宅生活支援を受けた場合において、必要と認めるときは、これに要した費用について、特例児童居宅生活支援費を支給することができる。

3 児童居宅生活支援及び児童福祉施設支援並びに養育家庭支援（支授費の支給の対象となる福祉サービス）

(一) 児童居宅生活支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス、児童短期入所、児童自立生活援助、放課後児童健全育成及び子育て期支援といい、児童福祉施設支援とは、児童福祉施設及び指定医療機関等において提供される支援をいい、養育家庭支援とは、養育家庭

において提供される支援をいうものとすること。

#### 4 事業者・施設の指定制度

指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設並びに養育家庭の指定は、当該事業を行いう者の申請に基づき都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長が行うものとすること。

#### 5 児童の福祉のために必要と認められる場合の市町村等の措置

(一) 児童の福祉のため児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用することが必要と認められる場合であって、保護者が当該支援の利用を申請しない場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用するため、児童相談所を設置していない市町村から当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に送致があつた場合には、児童相談所長は、意見を付して市町村に結果を送付しなければならないこととすること。

(三) 市町村が家庭裁判所の審判に付することとが適当と認める児童は、これを家庭裁判所に送致することとすること。

(四) 保護者がその児童を虐待し、監護を怠り、その他当該児童の虐待を誓するもそれがあると認められるときは、六の「児童虐待防止」に関する事項<sup>7)</sup>の例によるものとすること。

(五) 保護者がいない等の事情により児童又は保護者が支援の申請を行なうことができない場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援の措置をとらなければならないこととすること。

(六) (三)～(五)の事務については、当分の間、児童相談所を設置しない市町村にあつては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に委託することができることとすること。

#### 6 国及び都道府県の負担

市町村が支援費として支弁する費用に係る負担及び都道府県の負担について、次のようにすること。

(一) 政令で定めるところにより、国はその2分の1を、都道府県はその4分の1を負担すること。

7 職員の配置及び資格に関する事項

(一) 児童家庭福祉に係る相談、調査、指導等の業務を行なうため、市町村に児童・家庭の福祉

に関する各般的な相談に応ずる職員の資格及び任用にとすること。

(二) 相談に応ずる職員の資格及び任用については政令で定めることとする。

## 五 児童福祉施設の再編成及びその運営、養育家庭等に関する事項

### 1 児童福祉施設の再編成に関する事項

(一) 児童の養育・養護・生活治療（トリートメント）を行う児童福祉施設として「児童育成ホーム」及び「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」を創設すること。これにともない、政令において「児童育成ホーム」及び「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」に開示し、児童の養育・養護を行なう「児童養育ホーム」及び「児童の生活治療（トリートメント）」を行う「生活治療ホーム」をそれぞれ定めるものとすること。

(二) これにともない、現行の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を再編成すること。また、再編成については、個々の施設の混亂を招かぬよう一定の経過措置を設けるものとすること。

(三) ひとり親家庭及びその児童を保護し支援する児童福利施設として「家庭支援ホーム」を開設すること。

(四) 「障害」児開係児童福利施設の再編成を行なうものとする。通所により「障害」児の発育、訓練を行う児童福利施設として「障害児通園施設」を開設すること。これにともない、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び難聴幼児通園施設を開設すること。

(五) 助産施設を開設し、母子保健法に経済的支援事業として新たに法定化すること。

### 2 児童福祉施設の業務及び運営に関する事項

(一) 「児童育成ホーム」、「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」及び「家庭支援ホーム」支援児童の支援期間について、高等教育機関進学その他特別の事由がある場合に20歳を超えて支援を継続するものとすること。

(二) 行町村は、児童福利施設支援中の児童に対し、支援の継続の可否に開示し、児童福利計画に基づきおおむね6か月ごとに審査を行なうものとすること。

(三) 児童福利施設及び職員の意見を聴取し、考慮するものとすること。

### 3 養育家庭、養子縁組に関する事項

(一) 申報を「養育家庭」と名稱變更すること。

(二) 「養育家庭」支援児童の支援期間について、高等教育機関進学その他特別の事由がある場合に20歳を超えて支援を継続するものとすること。

### 4 就学前児童の保育に関する事項

(一) 就学前児童は、その年齢に応じ単独で又は児童の保護者とともに、一定の時間、基本保育を利用することができる。

(二) 就学前児童に対して保育を行うため、保育所及び家庭保育（保育を必要とする就学前児童を居宅において保育することを希望する者であつて市町村長が適当と認めるものをいう。）並びに訪問在宅保育員（保育を必要とする就学前児童を当該児童の居宅において保育することを希望する者であつて市町村長が適当と認めるものをいう。）を設ける。当該事業を実施する者は、次の「新しい利用制度」に基づいて支援を提供することができるものとすること。

(三) 基本保育の要件並びに時間、保育及び子育て支援事業の「新しい利用制度」に基づく利用要件、時間等については、政令で定めるものとすること。

### 5 自立生活援助に関する事項

(一) 繳労しているが自立に困難を伴う児童青少年に対し、食事の提供、生活指導、相談その他の必要な援助を行う児童福利施設として「児童青少年自立援助ホーム」を開設すること。

(二) 児童青少年自立援助ホームは、児童青少年自立生活援助事業を運営することができるものとすること。

### 6 設備及び運営の向上に関する事項

(一) 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市・中核市市長並びに児童福利施設長及び養育家庭は、最低基準を越えて、常に、児童福利施設等の設備及び運営その他児童家庭福利の向上に努めなければならないものとすること。

## 六 児童虐待防止に関する事項

(一) 第29条に基づく立入調査に際し、都道府県知事が当該事務を委嘱できる者に監察官を加えること。

(二) 第28条に基づく家庭裁判所に対する児童福祉施設入所の承認を求める審判申立ての要件から「著しく」の文言を削除し、その要件の緩和を図ること。

(三) 保護者がその児童を虐待し、その監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、市町村長は家庭裁判所に対し親権停止の宣告の請求を行うことができるものとすること。また、家庭裁判所は、親権停止中の親権者に対して指導命令を出すことができるものとすること。さらに、これに從わない場合には、親権者の親権喪失宣告請求ができるものとすること。

(四) 家庭裁判所の審判による入所決定については、決定中に期間を明示すること。

また、保護者及び市町村長は、当該入所決定の取消し申立てを行うことができるものとすること。さらには、本審判による入所決定にあわせて親権者の親権回復について、親権者の改善度及び児童の状況を斟酌しつつ審判を行うものとすること。その際、親権者及び児童の意見を聽取しこれを考慮しなければならないものとすること。

(五) 親権者に児童の居所を開示することが当該児童の福祉を著しく害する場合には、市町村長は、親権者に児童の居所を開示しない旨の審判を請求することができるものとすること。

(六) (三)～(五)の事務については、当分の間、児童相談所を設置しない市町村にあっては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に委託することができること。

## 七 児童の健全育成に関する事項

- 1 本法その他の関連法において法定化されていない児童福祉関連施設に関する事項
- (一) 6人以上の児童を入れさせて本法その他の関連法において法定化されていない児童福祉関連施設について、その運営基準を定め、行政庁に対し届出義務を課すこと。

## 第三 施行期日等

- 1 この法律は、平成〇〇年〇月〇日から施行するものとすること。ただし、〇〇については平成〇〇年〇月〇日から施行するものとすること。

## 三 その他所要の改正を行うものとすること。

### 附記

本要綱試案（第一次版）作成途上に、少年法改正や障害福祉サービス法（仮称）の制定などが決定した。いわゆる三位一体改革における児童家庭福祉財源のあり方も検討されている。事態は急速に変わろうとしており、検討の途上である本試案を敢えて公表することにより、次世代育成支援・児童家庭福祉改革論議の一助となれば幸甚に思う。とともに、本試案をもとに、著者が主任研究者を務める研究班において、さらに詳細な検討を続けていく予定であることを附記しておきたい。（2004年10月末日）。

### 注

- 1) 佐々謹峰・網野武博・山本真実・林茂男『児童福祉法の改正をめぐって－次なる改正に向けての本要綱試案－』日本子ども家庭総合研究所 1997
- 2) 佐々謹峰ほか「子ども家庭相談体制のあり方に關する総合的考察」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第39集 [日本子ども家庭総合研究所 2003]
- 3) 佐々謹峰ほか「次世代育成支援－子ども家庭総合制度体系再構築のための論点」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第40集 [日本子ども家庭総合研究所 2004]
- 4) 佐々謹峰「子育て支援と行政の取り組み」『臨床心理学会』第4卷第5号 金剛出版 2004
- 5) ここにいう「障害」とは障害者基本法、児童虐待者支援法その他の各法にいう「障害」を指す。
- 6) 利用者負担のあり方を底線とするか否かによっても異なり、別途検討をするが、ここでは現状を踏まして応能負担を原則としている。
- 7) 「障害」児関係児童福祉施設については別途計画を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。

### 参考文献

- 1) 佐々謹峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997
- 2) 佐々謹峰『現代児童福祉論』[第6版] 紀伊國屋書房 2004
- 3) 網野武博『児童福祉学』中央法規出版 2002
- 4) 次世代育成支援システム研究会『社会連帯による次世代育成支援に向けて』きょうせい 2003

## Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) for the Restructuring of the Child and Family Welfare System

Reiko KASHIWAME

Since the enactment of the Child Welfare Law approximately 60 years ago, a large gap has emerged between the Child and Family Legal System and the present needs.

In order to address this problem, it is necessary to restructure the Child and Family Welfare System.

Therefore, this Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) was drawn up. This plan is intended to be used as a basis for future research.

# 次世代育成支援。子ども家庭福祉施策のゆくえ ～少子化対策から人間福祉への道のり～

滋賀大学総合福祉学部教授・日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 沢文豊

## 少子化対策の動向

### (1) 少子化対策の始まり

平成2年6月、平成元年の合計特殊出生率が統計史上最低を更新する1・57となつたことが公表されると、高齢化社会の基盤整備を進めるため、老人福祉法等の一部を改正する法律の審議中であつた国会は大きなショックに見舞われた。これがいわゆる1・57ショックである。以後、子育ち・子育て支援施策は「少子化対策」として、いわゆる「年金・医療・介護」を中心とする施策としての歩みを始める。少子化対策は平成6年のエンゼルプランに結実し、さらに平成11年の新エンゼルプランへと引き継がれていく。

### (2) 少子化対策の結果

少子化対策は、その性格上、いわゆる一般的な子育ちの育ちや、一般的な家庭の子育てを応援し、さらに物や手を増やすことが主眼となつた。その結果、仕事と子育ての両立支援を図る社会資源であり、かつ、保育に欠ける子育ち

の福祉を図る児童福祉施設でもある保育所の利用希望の著しい増加、待機児童問題を招き、また、地域における連帯の希薄化といいまつて、家庭における子育ての閉塞化をもたらすこととなつた。つまり、在宅介護を支援するサービスがないために特別養護老人ホームに利用希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を「育児」も抱えることとなつたのである。

その一方で、ひとり親家庭支援や子ども虐待、社会的養護、障害のある子どもの子育て支援など、いわゆる要保護家庭や要保護児童施策（以降「子ども家庭福祉」という）の計画的進展は遅れをとるに至りとなつていつた。

## 次世代育成支援。子ども家庭福祉施策の展開

### (1) 次世代育成支援施策の展開

以上した状況を受けて、平成15年から「次代を担う子どもや人々を育成する家庭を社会全体で支援する」と（次世代育成支援施策のあり方に關する研究会報告書）、平成

15年8月）を目的とする次世代育成支援施策が展開されるにとなつた。つまり、高齢者対策において施設待機問題解決のために在宅福祉三本柱を法定化し、それを全自治体に計画的に拡充していくた政策を、保育所待機児童問題に援用することとしたのである。

平成15年改正児童福祉法は、子育ち・子育て支援のための在宅福祉三本柱を法定化し、次世代育成支援対策推進法はそれらを含む次世代育成支援施策の計画的推進を全自治体に求め、さらに、少子化社会対策基本法に基づき、それらの計画を後押しする国家計画であるいわゆる「子ども・子育て応援プラン」が平成16年末に策定されたのである。以上して次世代育成支援施策は、平成17年度から歩みを開始するにとなる。

### (2) 子ども家庭福祉施策の展開

一方、少子化対策から除外され、聖德太子以来の施策でありながら運れをとつていた要保護児童福祉を含む子ども家庭福祉施策も、ようやく独自の歩みを始める。その契機は、平成6年の子どもの権利条約の締結による子どもの権利への注目と、その後の児童虐待・配偶者暴力問題の社会問題化などである。

ひとり親家庭福祉施策は、配偶者暴力防止保護法の成立とともに平成14年に大きな制度改正が行われ、平成15年度から新たに展開されている。厚生労働省の『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』に基づき、都道府県等において、ひとり親家庭の自立

促進計画も整備されつつある。

そして、最後に残された要保護児童福祉の推進が、いわゆる児童虐待防止法の成立とともに、平成16年に大きな改正を迎えることとなる。平成16年の改正児童福祉法は、要保護児童福祉における市町村の役割強化、社会的養護サービスの見直しと拡充、子どもの権利擁護のための司法闘争の強化を盛り込み、これを「子ども・子育て応援プラン」が財政的に後押しすることとなつた。社会的養護を必要とする子どもたちのQOLの向上が、初めて国家計画に盛り込まれたのである。平成15年の配偶者特別控除の廃止に伴う財源の一部を、子ども家庭福祉に充当することができたことも伏流となっている。

改正児童福祉法により、平成17年度から児童家庭相談が市町村において展開されるにとなるため、厚生労働省からは「市町村児童家庭相談援助指針」も発出されている。「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」も大幅に改訂された。自治体の要保護児童対策地域協議会も、法律では任官設置であるが、子ども・子育て応援プランでは5年後に全自治体設置という目標が掲げられている。以上して、子ども家庭福祉においても市町村重視、施策の計画的進展が始まつとしているのである。

(3) 次世代育成支援・子ども家庭福祉の一本化の兆

このように、これまで別々の道を歩み、今なお市町村と都道府県に分断されている次世代育成支援施策、子ども家庭福祉施策に、ようやく市町村を中心とする計画的推進の

動向がみてくることとなつた。この方向は、地方分権や利用者主権などの動向から、もはや後戻りできないであろう。

さらに、昨年から今年にかけて、次世代育成支援・子ども家庭福祉施策に流れ込んだ水流は、わが国の同施設の特徴を大きく浮かび上がらせるところとなつた。その水流とは、いわゆる三位一体改革、総合施設検討、障害福祉制度改革の3つの流れである。

### 次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の分断

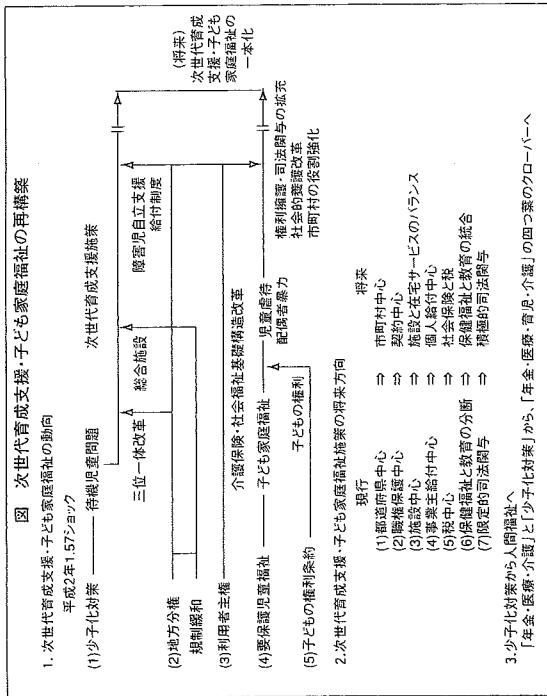
#### (1) 三位一体改革が示したもの

平成16年8月24日、地方六団体による国庫補助負担金廃止に係る提案は、次世代育成支援・子ども家庭福祉の仕組みが、高齢者を含む成人の仕組みと大きく異なつてゐることを浮かび上がらせた。

すなわち、サービス利用のあり方に關しては行政による職権保護を中心とし、財政に關しては税による事業者に対する補助負担金の仕組みとなつてゐることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に対する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとはまったく異なつてゐる。このまま地方分権を是として次世代育成支援・子ども家庭福祉財源が一般財源化されれば、子どもは地方財源、成人・高齢者は社会保険・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまつこととなる。

設中心、④事業主給付中心、⑤税中心、⑥保健福祉と教育の分断の6点である。さらに歐米のシステムと比較すると、⑦限定期的な司法闘争をあけることができる。

介護保険による高齢者福祉と障害者福祉のシステム統合が将来の課題として頭上にのぼり、そのシステムが社会保険と税により構築されようとしている今、次世代育成支



#### (2) 総合施設検討が示したもの

一方、均一化や規制緩和を水源にもつ、いわゆる総合施設の水流も、次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の保健福祉部局と教養委員会による分断を浮かび上がらせた。しかも、保育所・幼稚園とも事業者に対する税による補助負担金システムであることは同様であるが、幼稚園利用は契約システムであり、また、就園奨励費という個人給付も導入されているなど、就学前保育・教育でもシステムの相違が明確になつてきたのである。

#### (3) 障害者自立支援法案が示したもの

さらに、利用者主権の動向から生じた社会福祉基礎構造改革により導入された支援費制度を改善する障害者自立支援法案に、障害児福祉サービスのシステム改革が盛り込まれ、障害児施設利用のあり方が契約・個人給付システムと職権保護システムとの一本立てとなる方向も示された。子どもたちの施設サービス利用のあり方が、障害があるかどうかでないかで分断されるところとなつたのである。

### 次世代育成支援・子ども家庭福祉施策のゆくえ

#### (1) 次世代育成支援・子ども家庭福祉の再構築

これまでみてきた通り、次世代育成支援・子ども家庭福祉施策は平成17年度から新たな展開を始めるところとなるが、それは、多くの課題を抱えての船出でもある。成人、特に高齢者の福祉施策からみた次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の特徴は、①都道府県中心、②職権保護中心、③施

援・子ども家庭福祉施策体系も、①市町村中心、②契約中心、③施設と在宅サービスのバランス、④個人給付中心、⑤社会保険と税、⑥保健福祉と教育の統合、⑦積極的司法闘争、の方向にシフトをさせるところを検討すべきではないだろうか。そうするところが、現在はまだ分断されている次世代育成支援施策と子ども家庭福祉施策とを一体化させ、かつ、子どもと成人の福祉・安寧の確保を一体化させるところにつながると考えられる。

#### (2) 少子化対策から人間福祉へ

##### 「四つ葉のクローバーとしての福祉」

冒頭に述べた通り、少子化対策は、年金・医療・介護充実のための手段として出発した経緯をもつ。そして、現在もなお、次世代育成支援・子ども家庭福祉施策はその水源を引きずっているのである。

これから次の次世代育成支援・子ども家庭福祉は、冒頭に述べた「年金・医療・介護」と「少子化対策」ではなく、「年金・医療・育児・介護」の四つ葉のクローバーによつて再構築されなければならない。それこそが、人間の一生を通じた福祉・安寧（これを「人間福祉」と称する）を保障することになるのである。以上をまとめたのが図である。

#### 〔参考文献〕

- (1) 幸文館編「児童家庭福祉の動向と児童家庭福祉サービス供給体制の再構築」『月刊福祉』全国社会福祉協議会、第86巻第8号（2003年、6月号）。
- (2) 相談室編「次世代育成支援と保健」『全国社会福利協議会』（2005年）。
- (3) 幸文館編はか「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に關する総合的研究」『平成16年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書』近刊。

## 〔チーム研究2〕子ども家庭福祉制度体系の再構築に関する研究 (2) (主任研究者 柏女豊峰)

## 児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案

## I 研究目的

ノーマライゼーションの理念の定着、児童の権利に関する条約の締結、次世代育成支援の理念をめざすとともに、児童施設や要保護児童・ひとり親家庭福祉施策の展開、介護保険制度の見直し並びに支援費制度の導入とその後の障害福祉サービス改革等の政策動向、さらには、少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童福祉施設問題の複雑化・多様化を踏まえ、二ースと施設体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施策の分離化、連続化・統合化を推進し充実を図ることもに、子育て家庭に対しても施策の幅を拡充し、もって児童及び家庭の「エリビーチング」の一層の促進を図ることをめざし、児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案を作成することを目的とする。

**要 約 :**  
時代のニーズに対応する児童家庭福祉制度の再構築のため、昨年度報告に基づく論点を踏まえつつ、いくつかの前提を設定のうえで研究メンバーの集中討論により、仮説としての児童福祉法改正要綱試案を作成した。次年度は、本試案に基づき、有識者等に対するインタビュー調査を実施し最終的な試案を作成することとしている。

〈見出し語〉 次世代育成支援、児童家庭福祉制度、サービス供給体制、児童相談所、児童福祉法  
A Draft on the Outline of the Proposal Bill of Child Welfare Law for Restructuring Child and Family Welfare System

Reiko KASHIWAME, Masashi SHIBUYA et al.

**Abstract :**  
For Restructuring the child and family welfare system to responding the needs of nowadays.  
A draft on the outline of the proposal bill of child welfare law is examined, through the intensive discussion among authors, based on the issues presented in the previous FY paper. In the next FY, this paper will be re-examined to produce the final draft by interviewing with the learned men on child welfare.

**key word :** Support Measures for Raising the Next Generation, Child and Family Welfare System, Service Provision, Child Guidance Center, Child Welfare Law

- (2) 見返福制度全体について検討を加えるが、今後必要と考えられる「親権制度における公法（児童福祉法）と私法（民法）との統合」、「財産の相違にともなうたとえば、育児支援法（社会保障財源）と児童福祉法（税財源）との二大体系化」といった論点についていため、本研究においては判断を留保したうえで検討を進めること。
- (3) 児童家庭福祉法の実施主体については市町村を中心とした、サービス利用のあり方にについて、利用者と提供者が直接向き合う関係（たとえば支援費制度や介護保険制度）を基本とするすること。

2. 要綱試案の基本方針  
要綱試案の作成に当たり、他の社会福祉制度等の動向や審議会報告その他の種々の動向を踏まえて、要綱試案の基本が針は以下のとおりとした。  
(1) 児童家庭福祉の理念について総合的に加筆し、また、子育て支援に対する社会の責任を明確にする。それにともない、法律の題名を変更する。

- (2) 市町村を中心とするサービス提供体制をめざす。  
(3) 児童家庭福祉サービスの利用制度については、専門者福祉サービスにおける現行の利用制度である支援制度をモドルとする。  
(4) 利用できるするサービスの判定・決定については、市町村レベルによる協議会型構造を基本とする。併せて、ケアマネジメントシステムの導入を検討する。  
(5) ⑤保育児童福祉の実施主体も一層の市町村とし、子育ち・子育て支援サービスと要保護児童福祉サービストとの連絡体制の確保をめざす。  
(6) その場合において、児童相談所を設置しない市町村においては、当分の間、被虐待等の要保護児童の職権保護または家庭裁判所送致等について、当該市町村が属する都道府県の管轄児童相談所に当該事務を委託でることとする。  
(7) 社会的養護については、その小規模化、連続化、地域化を推進する。  
(8) 児童虐待防止については、警察、司法の介入強化を図る。

- (9) すべての就学前児童に、その年齢に応じ、半袖で又は保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図る。
3. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案  
以上の前提条件、基本方針のもとで作成した第…次要

子ども家庭福祉研究部  
柏女豊峰・滝谷昌史  
新保幸男（神奈川県立保健福祉研究所）  
尾木まり（子どもの領域研究所）  
小林理（東海大学）  
網野武博（上智大学）  
佐藤まゆみ（淑徳大学）  
小澤水奈央（上智大学）  
厚生労働省児童福祉専門官 相澤仁

**要 約 :**  
時代のニーズに対応する児童家庭福祉制度の再構築のため、昨年度報告に基づく論点を踏まえつつ、いくつかの前提を設定のうえで研究メンバーの集中討論により、仮説としての児童福祉法改正要綱試案を作成した。次年度は、本試案に基づき、有識者等に対するインタビュー調査を実施し最終的な試案を作成することとしている。

〈見出し語〉 次世代育成支援、児童家庭福祉制度、サービス供給体制、児童相談所、児童福祉法  
A Draft on the Outline of the Proposal Bill of Child Welfare Law for Restructuring Child and Family Welfare System

Reiko KASHIWAME, Masashi SHIBUYA et al.

**Abstract :**  
For Restructuring the child and family welfare system to responding the needs of nowadays.  
A draft on the outline of the proposal bill of child welfare law is examined, through the intensive discussion among authors, based on the issues presented in the previous FY paper. In the next FY, this paper will be re-examined to produce the final draft by interviewing with the learned men on child welfare.

**key word :** Support Measures for Raising the Next Generation, Child and Family Welfare System, Service Provision, Child Guidance Center, Child Welfare Law

網試案は以下のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案

#### 第一 改正の趣旨

少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、ニーズと施策体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施策の分断化、連続化、統合化を推進し充実を図るとともに、子育て家庭に対しても施策の幅を拡充し、やって児童及び家庭のウエルビーイングの一層の促進を図るほか、所要の規定の整備を行うものとする。

(一) 法律の目的及び理念に関する事項  
 1 法律の題名等に関する事項  
 (1) 法律の題名を児童福祉法から「児童家庭福祉法」に改めること。  
 (2) (一)にともない、「家庭」についての定義を設けること。

(一) 法律の目的及び理念に関する事項  
 1 児童の権利保障に関する事項  
 (1) 児童の生存、発達及び自立に關する固有の権利を積極的に保障する趣旨の条項を附加すること。

2 児童の最優の利益の優先に関する事項

(1) 児童の最優の利益がなにより優先されるることを規定すること。  
 (2) 児童の育成責任に関する事項  
 (1) 父、母若しくは法定保護者も、児童を育成する第一義的責任を負うものとすること。  
 (2) すべての国民は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、とともに育成する責任を有するものとすること。  
 (3) 児童の保護、養護を決定する際しては、保護者及び家族の希望を尊重し、合意、協力を伴ってともに育成することに努めるものとすること。

3 児童の意見表明に関する事項  
 (1) 市町村は、児童に対する意見表明の権利を保障する。  
 (2) 市町村は、児童の意見表明の権利を保障する。

4 児童の意見表明の保障とその尊重に関する事項

(一) 総則に、児童の意見表明の担保とその尊重規定を附加すること。  
 (二) 児童の児童福祉施設入所、解除等の福祉サービス利用の決定にあたっては、当該児童にその理由等について十分に説明し、意見を聽き、同意を得よう努めるなどとともに、当該意見を尊重しなければならないものとすること。  
 (三) 児童の意見表明を保障する要件は政令で定めるものとすること。

5 児童の最善の利益の判断基準に関する事項  
 (一) 都道府県、市町村が児童に対する福祉サービスについて決定する際には、「児童の確かめ得る意見と感情、児童の身体的、精神的、教育及び社会的ニーズ」、児童に対してられた決定の結果、児童の状況の変化が児童に及ぼす影響、「児童の年齢、性別、背景その他の特徴」、「児童の受けた、あるいは受けつつある苦、児童に対してとられた決定の結果、児童を監護することとなるものが、児童のニーズを満たすことのできる可能性」を最大限考慮しなければならないものとすること。

(一) 法律の題名等に関する事項  
 1 実施体制に関する事項  
 (1) 「障害」(⑥)児童関係福祉事務への入所等に係る事務を都道府県、指定都市から市町村に移譲すること。  
 (2) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所、児童相談所、「障害」児童部を新編成し、「障害者相談センター」を都道府県・指定都市その他改めて定める市に設置するものとする。  
 (3) 「障害」児の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判断を行う懇親会、ある障害者相談センターに移管すること。

(4) 「障害」児であることが確定していない場合、あるいは障害の程度が軽度であって障害を有しない児童と同様に處遇することが確実定まるものと考へられる場合には、「児童相談所でも対応できるものとする」と。  
 2 法律の実施に関する事項  
 1 児童の権利保障に関する事項  
 (1) 児童の生存、発達及び自立に關する固有の権利を積極的に保障する趣旨の条項を附加すること。

2 サービスの決定及び支援費の支給  
 児童福祉法上の福祉サービスであって措置制度並びに保育の実施、助産の実施、母子保健の実施により提供されているもののうち、次の3にいう児童戸籍による生活支援及び児童福祉施設支援並びに養育家庭支援(支給の対象となる福祉サービス)  
 (1) 児童戸籍による生活支援とは、児童戸宅介護、児童デイサービス、児童定期入所、児童自立生活援助、放課後児童

所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とすること。また、当該事務の一部を民間に委託できるものとすること。さらに、これにともない、家庭児童相談室を廃止すること。なお、指定部がその他の政令で定めた市が設置すること。  
 (三) 児童相談所は、児童家庭福祉に係る事項のうち、専門的判断をする等専門的な知識及び技術を必要とする事項及び児童の一時保護その他の必要と認められ、専門的判断を相当すること。

(四) 都道府県中央児童相談所は、その他の児童相談所、市町村に対する必要な支援を行わなければならないものとすること。

(五) 市町村は、市町村は、第二、三の(二)(四)の場合は、児童家庭福祉対策地域協議会を活用しなければならないものとすること。また、児童の医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判断並びに児童の時保護を行う必要がある場合には、当該児童を児童相談所若しくは障害者相談センターに送致し、その判断の結果を考慮してサービスの決定を行わなければならないこと。

(六) 市町村は、児童家庭福祉施設支援又は養育家庭支援に係る支援費の額は、指定児童戸籍生活支援又は指定児童福祉施設支援及び指定児童家庭支援に通常要する費用につき市町村が定める基準により算定した額から、児童又はその保護者の負担能力に応ずる利用者負担額を控除した額とすること。  
 (七) 市町村は、指定児童戸籍生活支援及び指定児童家庭支援として支給すべき額の限度において、児童及び保護者に代わり、指定児童戸籍生活支援事業者及び指定児童家庭福祉施設並びに養育家庭戸籍に支払うことができる額について、当該児童及び保護者に支給の義務があるものとみなすこと。

(八) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童及び保護者が、法定児童戸籍の支給を受けた場合における児童戸籍の支給を受けること。

(九) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた場合における児童戸籍の支給を受けること。

3 児童戸籍による生活支援及び養育家庭支援並びに養育家庭支援(支給の対象となる福祉サービス)  
 (1) 児童戸籍による生活支援とは、児童戸宅介護、児童定期入所、児童自立生活援助、放課後児童

(一) 市町村は、児童及び保護者が、指定期間延滞生活支援事業者等が提供する児童戸籍生活支援又は指定児童戸籍生活支援を受けたときは、当該支援を実施する。  
 (二) 市町村は、(一)の申請に付したときには、当該児童並びに保護者の状況について、支援費を支給できること。

(三) 市町村は、(一)の申請に付したときには、当該児童並びに保護者の状況について、第(一)、(二)に掲げる事項等を総合的に勘案してその要件の決定を行うこと。

(四) 市町村においては、市町村は、(二)の(二)の申請に付したときには、当該児童並びに保護者の状況について、第一の(一)に掲げる事項等を総合的に勘案してその要件の決定を行なうこと。

(五) 市町村は、市町村は、(二)の(二)の申請に付したときには、当該児童並びに保護者の状況について、第一の(一)に掲げる事項等を総合的に勘案してその要件の決定を行なうこと。

(六) 市町村は、市町村は、(二)の(二)の申請に付したときには、当該児童並びに保護者の状況について、第一の(一)に掲げる事項等を総合的に勘案してその要件の決定を行なうこと。

(七) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

(八) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

(九) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

(十) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

(十一) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

(十二) 市町村は、「児童戸籍による生活支援以外の児童戸宅生活支援を受けた児童戸籍の支給を受けること。

健全育成及び子育て短期支援をいい、児童福祉施設とは、児童福祉施設及び指定医療機関等において提供される支援をいい、養育家庭支援とは、養育家庭において提供される支援をいうものとする。

4 事業者・施設の認定制度  
指定児童福祉生活支援事業及び指定児童福祉施設並びに養育家庭の指定は、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長が行うものとすること。

5 児童の福祉のために必要と認められる場合の市町村等の指認  
(1)児童の福祉のために児童福祉生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用する場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童福祉生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用させなければならないこととする。

(2)児童相談所を設置していない市町村から当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に送致があった場合には、児童相談所長は、児児を付して市町村に結果を送付しなければならないこととする。

(3)市町村が家庭裁判所の解消に付することと認める児童は、これを家庭裁判所に送致することとする。

(4)保護者がその児童を虐待し、監禁をしたり、その他当該居前の福祉を害するおそれがあると認められるときは、六の「児童虐待防止に関する事項」の例によるものとすること。

(5)保護者がいない等の事情により児童又は保護者が支援の申請を行うことができない場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童家庭支援又は児童福祉生活支援又は児童福祉施設及び聴聴児童通園施設を当該児童の居宅において保育を必要とする者であつて市町村長が適切と認めるものをいう。)並びに訪問在宅保育員(保育を必要とする就学前児童を当該児童の居宅において保育すること。

(6)「(3)～(5)の事務について、当分の間、児童相談所を設置しない市町村にあっては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県に委託すること。<sup>⑧</sup>

2 国及び都道府県の負担  
市町村が支援費として支弁する費用に係る同及び都道府県の負担について、次のようにすること。

(1)政令で定めることにより、国はその2分の1を、都道府県はその4分の1を負担すること。

7 職員の配置及び資格に関する事項  
(1)児童家庭福祉に係る相談、調査、指導等の業務を行ふため、市町村に児童・家庭の福祉に関する各般の相談に応ずる職員を置くものとすること。

(2)児童福祉施設の運営、管理及び財政に係る規定を創設すること。

五 児童福祉施設の再編成及びその運営、養育家庭等に関する事項

1 児童福祉施設の再編成に関する事項  
(1)児童の養育・生活治療(トリートメント)を行ふ児童福祉施設として「児童養育ホーム」及び「小規模児童養育ホーム(グループホーム)」を開設すること。これにともない、微々において「児童養育ホーム」及び「小規模児童養育ホーム(グループホーム)」に開設し、児童の養育・生活治療(トリートメント)を行う「生活治療ホーム」をそれぞれ定めるものとする。

(2)これにともない、現行の乳児院、児童養護施設、情緒障害児施設及び文教施設、自立援助ホームを開設すること。また、再編成についてでは、個々々の施設の混乱を解消しよう、一定の経過措置を設けるものとする。

(3)ひとり親家庭及びその児童を保護し支援する児童福祉施設として「家庭支援センター」及び「小規模家庭支援ホーム(グループホーム)」を開設すること。

(4)「障害」児關係児童福祉施設<sup>⑨</sup>の再編成を行ううどすること。通所により「障害」児の療育、訓練を行いう児童福祉施設として「障害児通園施設」を開設すること。これにともない、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び聴聴児通園施設を再編成すること。

(5)助産施設を廃止し、母子保健法に統合的支援事業として新たに法定化すること。

2 児童福祉施設の業務及び運営に関する事項  
(1)児童養育成ホーム、「小規模児童養育成ホーム(グループホーム)」及び「小規模家庭支援ホーム(グループホーム)」「家庭支援センター」の児童福祉の支援期間について、高等教育機関進学その他特別の事由がある場合に20歳を越えて支援を継続することができるもの

とすること。  
(2)市町村は、児童福祉施設又は養育家庭の維続の可否に關し、児童自立支援計画に基づきおおむね6か月ごとに審査を行うものとする。  
(3)児童福祉施設の向に努めなければならないものとすること。

6 児童虐待防止に関する事項  
(1)第29条に基づく立ち調べに關し、都道府県知事が当該事務を委託できる者に警官を加えること。  
(2)第28条に基づく家庭裁判所に対する児童福祉施設人の承認を求めるものとすること。  
(3)児童虐待の発見や処理を図るものとすること。

(4)「養育家庭」支援児童の支援期間について、高等教育機関進学その他の特別の事由がある場合に20歳を超えて支援を継続することができるものとすること。  
(5)市町村は、養育家庭支援中の児童に対し、支援の継続の可否に關し、養育計画に基づきおおむね6か月ごとに審査を行うものとする。  
(6)家庭裁判所は、親権停止の宣告の請求を行うものとすること。また、家庭裁判所は、親権停止中の親権者に對し指導命令を出すことができるものとする。  
(7)さらに、これに沿わない場合には、親権者に親権喪失宣告請求ができるものとすること。

(8)家庭裁判所の審判による入所決定については、決定中に期間を明示するものとすること。また、保護者及び市町村長は、当該入所決定の取消し申立てを行うことができるものとすること。さらには、本審判による入所決定には、あわせて親権者がおおむね6か月ごとに児童の親権回復について、親権者の改善度及び現状の状況を斟酌しごりの審判を行いうものとすること。その際、親権者及び児童の意見を聽取しこれを考慮しなければならないものとすること。

(9)「養育家庭」の子供義務に關する規定すること。  
(10)養育家庭の子供義務を法定化し、その業務を地方公共団体及び養育家庭相談機関に限定すること。  
(11)養育家庭の業務に關する手続令で定めるものとする。

4 就学前児童の保育に関する事項  
(1)就学前児童は、その作齢に応じ単独又は児童の保護者とともに、一定の時間、基本保育を利用することができるものとすること。  
(2)就学前児童に対する保育を行つたため、保育所及び家庭保育員(保育を必要とする就学前児童を居宅において保育する者をいう。)並びに訪問在宅保育員(保育を必要とする就学前児童を当該児童の居宅において保育することを希望するものをいう。)を設ける。当該事業を実施する者は、四の「新しい利用制度」に基づいて支援を提供することができるものとすること。

(3)基本保育の要件及び子育て支援事業に係る利用要件、時間等に「新しい利用制度」に基づくものとすること。  
(4)本法その他の規定において法定化されていない児童福利施設に關する事項

1 本法その他の規定において法定化されていない児童福利施設に關する事項

(+) 6人以上の児童を入所させると本法その他の関連法において法定化されない児童福利施設について、その運営基準を定め、行政方に對し届け出義務を課すこと。

■ 第三 施行期日等

- 1) 6人以上の児童を入所させると本法その他の関連法において法定化されない児童福利施設について、その運営基準を定め、行政方に對し届け出義務を課すこと。  
2) この法律は、平成〇〇年〇月〇日から施行するものとすること。ただし、〇〇にについては平成〇〇年〇月〇日から施行すること。  
3) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、母子及び寡婦福祉法、民法、家事審判法その他の関係各法について所要の改正を行うものとすること。

#### IV おわりに

本要綱試案作成結果」においても、少年法改正法案や障害者自立支援法並びにそれに伴う児童福祉法改正法案などが国会において審議されている。後者の法案が成立すれば、措置制度は廃止されるものの障害福祉施設へ所陥定に、利用者とサービス提供者が直接向き合う關係が始まることがなり、児童開発のその他の分野のサービス利用のあり方にも影響を与えることなどが想定される。さじて、障害児童福祉サービス決定事務の市町村移譲も改軌において実現されている。また、いわゆる「三位一体改革」社会保障改革における児童家庭福祉財源のあり方も不透明さがつきまとっている。

本試案は、こうした状況のなかで、当面の児童家庭福祉制度再構築の方針性について児童福祉法改正綱要案の形で具体性をもたせつつ提示したものであり、今後の動向を踏まえて随時修正が行われていく性質のものであることをお附記しておきたい。

註  
1) 柏女豊峰・網野武博・山本真実・林茂男『児童福祉法の改正をめぐつて—次なる改正に向けて』日本子ども家庭総合研究所 1997

2) 柏女豊峰ほか『子ども家庭相談体制のあり方に關する総合的研究』『日本子ども家庭総合研究所紀要』第39集 日本子ども家庭総合研究所 2003

3) 柏女豊峰ほか『次世代育成支援・子ども家庭福祉制度体系再構築のための論点』『日本子ども家庭総合研究所紀要』第41集 日本子ども家庭総合研究所 2004

- 4) 柏女豊峰・子育て支援組み『臨床心理学』第4巻第5号 金剛出版 2004  
5) 柏女豊峰『児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案（第一次版）』法政大学社会学部 2005  
6) ここにいう「障害」とは障害者基本法、系置障害者支援法その他の法にいつ「障害」をいう。法定化する場合には、「障害を有する児童」等の表現を用いることとする。

#### 1 児童家庭福祉行政の地方間分権に関する考察

～本試案における児童家庭福祉対策地域協議会の検討を通して～

- 本試案では、第二の三の3に「児童家庭福祉事務の市町村移譲に関する事項」として、市町村に「児童家庭福祉に対する事項」として、市町村に「児童家庭福祉事務の市町村に児童家庭福祉協議会を設置することを擧げている。そして、この協議会の事務は、以下の機関が行う。第2の三の2において市町村に児童家庭福祉問題に総合的に対応する機関を設けることとし、これにともない福祉事務所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とすることとし、当該事務の一端を民間に委託することができる、となり、研究明においても意見の分かれることころであつたが、ここでは、問題提起の意味合いを込めて提示しておくこととした。

- 9) 「障害」児関係児童福祉施設については別途再編成を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。  
10) 朝鮮停戦並びに喪失の宣告請求については、研究明議において都道府県とすべきとの意見も強かつたがさらに検討を重ねることとし、ここでは、全体の整合性の観点から市町村としておくこととした。

- 現在、児童家庭福祉行政において第一線的に大きなボイントとなるといえる。  
参考文献  
1) 柏女豊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997  
2) 柏女豊峰『現代児童福祉論』第6版】翻訳書房 2004  
3) 網野武博『児童福祉学』中央法規出版 2002  
4) 久世代育成支援システム研究会『社会連帯による次世代育成支援に向け』ぎょうせい 2003  
5) 柏女豊峰ほか『厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業』子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に關する総合的研究』2005  
6) 柏女豊峰『次世代育成支援と保育』全国社会福祉協議会 2005  
7) 柏女豊峰「次世代育成支援・子ども家庭福祉施設のゆえ」『月刊福祉』第88卷第6号 全国社会福祉協議会 2005  
8) 柏女豊峰ほか『市町村発展～その制度と実践～』ミネルヴァ書房 近刊 (柏女豊峰)

- 本試案は、作成途上のものであり、研究明議会議においては、まだ結論を見ない事項も含まれている。以下、1～6は、研究メンバによる、試案に対するコメントであるが、これらを念頭において、次年度において試案の最終策定を行うこととした。

- 6) ここにいう「障害」とは障害者基本法、系置障害者支援法その他の法にいつ「障害」をいう。法定化する場合には、「障害を有する児童」等の表現を用いることとする。
- 7) ここにいう「障害」とは障害者基本法、系置障害者支援法その他の法にいつ「障害」をいう。法定化する場合には、「障害を有する児童」等の表現を用いることとする。
- 8) 市町村の業務を都道府県の行政機関に委託することを擧げている。そして、この機関が行う。第2の三の2において市町村に児童家庭福祉問題に総合的に対応する機関を設けることとし、これにともない福祉事務所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とすることとし、当該事務の一端を民間に委託することができる、となり、研究明においても意見の分かれることころであつたが、ここでは、問題提起の意味合いを込めて提示しておくこととした。
- 9) 「障害」児関係児童福祉施設については別途再編成を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。  
10) 朝鮮停戦並びに喪失の宣告請求については、研究明議において都道府県とすべきとの意見も強かつたがさらに検討を重ねることとし、ここでは、全体の整合性の観点から市町村としておくこととした。
- 現在、児童家庭福祉行政において第一線的に大きなボイントとなるといえる。

参考文献  
1) 柏女豊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997  
2) 柏女豊峰『現代児童福祉論』第6版】翻訳書房 2004  
3) 網野武博『児童福祉学』中央法規出版 2002  
4) 久世代育成支援システム研究会『社会連帯による次世代育成支援に向け』ぎょうせい 2003  
5) 柏女豊峰ほか『厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業』子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に關する総合的研究』2005  
6) 柏女豊峰『次世代育成支援と保育』全国社会福祉協議会 2005  
7) 柏女豊峰「次世代育成支援・子ども家庭福祉施設のゆえ」『月刊福祉』第88卷第6号 全国社会福祉協議会 2005  
8) 柏女豊峰ほか『市町村発展～その制度と実践～』ミネルヴァ書房 近刊 (柏女豊峰)

- 本試案の「児童家庭福祉制度再構築協議会」は、全ての子どもとの家庭が対象であり、要保護児童のサービスと予防から子育て支援まで多岐にわたる複数のサービスとの連続性を見ることによって、地域において全ての子どもが適切性を持つようになる。この協議会を導入することによって、地域において全ての子どもが適切性を持つようになる。つまり、都道府県と市町村間、あるいは市町村内に分離されたりする現状の児童家庭福祉から、子どもが生き育まれる場所である市町村において、先述のように分析されることなく、連続性をもつた新たな児童家庭福祉を展開することへつながる。

- 今後、市町村が児童家庭福祉行政を第一義的に実施されるために、柏女らの調査研究を踏まえたうえで、財政的支援以外に児童家庭福祉の確保を上げる。  
①児童家庭福祉の経験の少なさに伴うノウハウの不十分さを補うこと。  
②児童家庭福祉専門職の確保、あるいは児童家庭福祉を担う専門性の確保をすること。  
③児童家庭福祉の援助を工夫すること。  
④児童家庭福祉を支える行政機関による専門的援助の実施性を効率的に実施する白百合の規格を考えること。  
⑤児童家庭福祉サービスを実施する児童福祉の実効性を上げること、この6点である。

- これまでに述べたように、本試案の「児童家庭福祉対策地域協議会」の活用が有用ではないかと考えられる。ただし、この協議会が活用にあたっては、以下の12の規点を考慮することが必要となる。
- まず、柏女らは、児童家庭福祉実施体制について歴史的経緯の分析および新たな児童家庭福祉問題への対応を考慮することを必要とする。

- した場合、児童家庭福祉行政実施体制設計のため的基本的規点として、①一體性、③広域性、④公平性、⑤効率性、⑥一貫性、⑦介入性、⑧レバーチューリー機能、⑨地域性、⑩利便性を擧げている。
- また、柏女らは、これらを達成していくために本試案の「児童家庭福祉協議会」の活用が有用ではないかと考えられる。ただし、この協議会が活用にあたっては、以下の12の規点を考慮することが必要となる。

- まず、柏女らは、児童家庭福祉の規点の正當性ならびに整合性について検討・考慮することが必要と述べている。さらに、柏女らによる上述の調査のみならず検討の調査から、「子ども性」「専門性」「利便性」の確保と「利便性」の確保と「専門性」の確保との兼併立、整合性の判断が重要であることは上記の規点のうち、「地域性」(「利便性」)と述べている。

- この10の規点は、児童家庭福祉行政における地方間分権をめぐる都道府県と市町村の適切な役割分担、市町村の役割強化の可能性を考慮する際、非常に重要な総合的視点と考えられる。

さらに筆者は、市町村において児童福祉行政実施体制を整える意義として、また市町村における児童家庭福祉行政実施体制の在り方を考察する際、「実効性」と「機動性」を経ておきたい。「実効性」とは、児童の最善の利益のために児童本人やその家族、隣係団体に応じ、単純又は保護者とともに一定の保育時間を探検することであり、すべてでの就学前児童に、その年齢に応じ、児童は保護者とともに一定の保育時間を探検することとする。そのためには親の就労や経済的状況、また市街地の事情にかかわらず、子どもとの年齢という条件に応じて等しく保育を行なうべきである。この2つの視点は、市町村において児童福祉行政を第1義的にとらえていることを付け加える。

児童家庭福祉行政実施議会の近頃は、厚生省家庭福祉行政の実施体制を都道府県から市町村へと移譲する可能性を多く含んでいると考えられる。相次ぐの10の基本規点と筆者の挙げた2つの観点から、市町村において児童家庭福祉行政実施体制を整備することのメリットやデメリットを考えしながら、この協議会の活用によって新たな児童家庭福祉行政実施体制の在り方を模索すべきである。

今後の児童家庭福祉行政実施体制の地方間分権については、市町村における児童家庭福祉行政実施議会の積極的かつ計画的活用によって、具体的な進展を期待できるといえよう。

## 引用文献

- 1) 柏女鑑峰ほか(1998)「区市町村における児童家庭福祉行政と実施体制—児童育成計画及び児童家庭福祉行政実施議会に関する意向調査を通して—」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本書房、151-171.
- 2) 柏女鑑峰(2004)『現代児童福祉論 第6版』誠文堂新光社、109-110.
- 3) 柏女鑑峰(2001)『養護と保育の視点から考える子ども家庭福祉のゆくえ』中央法規、41-43.

参考文献  
佐藤まゆみ「今後の児童福祉行政実施体制の在り方にに関する研究～地方間分権に關わる潮流の網羅、考察を通して～」『淑德社会福祉研究』第12号 淑德大学社会福祉学会近刊  
(佐藤まゆみ)

2 基本保育について  
本稿では、児童福祉法等一部改正要綱試案、2. 要綱

を限られたものではなく、現在子育て支援サービスとしてその提供者と他の親子と共に過ごすものも含まれる。

このことは保育士が法定化されたことにより、保育上の業務が「児童の保育」のみから「保護者への保育指導」も、「保育の対象を「保育に欠ける子ども」から「保育を必要とする子ども」「すべての子ども」へと拡大することについてではなくは合意が得られており、まだ家庭で子育行かれている場合でも、子ども自身への発達支援だけでなく、家庭への児童援助、支援が含まれることの必要な保育が実施されており、「基本保育」として、すべての子どもに年齢に応じて一定の保育時間を保証するという点について、は、理解で実施されている総合施設は今後の保育システムのあらるべき姿を部分的に先取りして実施しようとするものと見ることができる。すなわち、①すべての子どもが対象、②すべての子どもの過ごし方が規定されない(保育所、幼稚園、交流の場、親子利用)、どれを利用するか選択が可能、③保育負担となると考えられるが、一つの施設型だけが利用可能となるのではなく、幼稚園、つどいの会場などの親子が交流する場を保育なども同様にサービス提供者とし、利用者の側にも、サービス選択を可能とする。ここでは特に、「保育に欠ける要件」を判断の前提とした認可保育所が、その対象を「すべての子ども」又は「保育を必要とする子ども」へと拡大し、さらにその利用日数や時間帯を規定しないものとが必要になる。また、現在法的な規定のない住宅保育については、家庭保育員や訪問在宅保育員を法的に位置づける必要がある(参照試験五・児童福祉施設の年齢編成及びその運営、養育家庭等に関する事項 4 畜学前児童の保育に関する事項等に關する事項)。

(一) 参照。  
この構想の理解を促すために、具体的に例を示すと、

子どもが0歳児の時は週に2回4時間まで、1歳になれば週に2回8時間まで、2歳では週に3回12時間まで、3歳以上は週5回1日4時間まで、保育を利用する権利を保障する。保護者はその時間までは、親子ともに、または子ども单独に、その希望や状況に応じて利用サービスを選択することができるものとする。(つまり、現在我はサービスを活用するものであるが、その選択においては、利用者の自由な選択が最大限に確保されなければならない。さもなくば、現状まままなサービスを利用することは、決していいまい)。一方で家庭の状況に変化が見られることが多い場合に、現状まままなサービスを利用することは、必ずしもかわらざ、どのサービスも利用しているのである。

そのため、基本保育の対象としては、すべての子どもとその保護者である。ただし、基本保育の内容としては先述べた目的を持つたため、保護者との親子登園や、親子交流スベースの活用なども基本保育が特徴である。現在「保育」という名の下に行われているのは、保護者が仕事をや病気などで家庭に滞在する場合に、その子どもを「保育に欠ける」とする場合と、その子どもの発達支援を保護者に代わって行う保育、また、保護者の非定型的な就労や社会参画、あるいはリフレッシュのための一時保育や特定保育、さらには子どもの庭宅又は保護者の居宅で実施される在宅保育など、保護者のいない間の一定時間を、子どもが養育者である保護者以外の人と過ごすことを基本とするものである。しかし、基本保育における「保育」は、子どもが親から離れたところで、親子が別々に過ごすことだけ

## 文献

- 1) 柏女鑑峰『次世代育成支援と保育』全国社会福祉協議会 2005
- 2) 柏女鑑峰(主任研究者)『子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に關する総合的研究』厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 2005
- 3) 綱野武博『児童福祉法 中央法規 2002』(尾木まり)

(1) 論点  
一連の法改正及び「試案」においても、市町村の保育に対する権限が強調されている。しかし、少なくともも現状において、市町村に対する信頼はさして厚いものではない。技術的な課題については、児童相談所の後方支援機能の強化と、市町村への権限付与と財源保障により解消されるととも、やはり子育て支援サービスと、介入や調査

機能を含む権利擁護サービスの特本質的差異について、「試案」レベルにおいて充分な検討を要すると考えれる。子どもへの虐待対応は、「国際的にも子ども家庭福祉にかかる最大の課題のひとつであるが、法に基づく事実認定が重要であることは共通している」と思われる。一方で、そのサービス利用意とは、「実践方法論上のイシュー」を構成するに過ぎない。制度論の俎」では、被害を受けている子どもの最善の利益を国家がバーナリスティックに（サービス利用意とは関係なく）保障することの正統性を求めるからであろう。そのため、①国家は子どもへ虐待が子どもにも及ぼす結果を公表するなどして明記する、②権利侵害に対しては国家がその責務として適正介入することを明記する、③したがって子どもの虐待が事実として発生していることを国家が介入限ととして示さねばならない、という論理構成を求める。国家が法による統治を受けている限り、その行為の正当性に觸れて司法が賜与することは避けられないし、サービスの構成も、く理念：利用者主体／＼供給方法：支援費制度／＼に構づく市町村ベースのものとは本質的に異なるものとは考えられないだろうか。

## (2) 具体的論議事項

以上の議論を踏まえ、「試論」に対して提起を行う。「試論」だけでなく、現在の改革力方向性に反する事項もあるが、権利擁護サービスの性格付けを踏まえた問題提起として考えてられるものである。

- ① 少年虐待の通告先は「一元化」すること  
「一連の法改正とは逆行することであるが、子どもの虐待対応にかかる情報報を一元的に管理することで、通告受理規則はある一定区域外の情報報を一元的に管理し、当該区域を超える情報報などで一定の役割を果たすこととする。私の学校等へ市町村域を超えて通告をしてくる場合にも、通告の一元化はメリットを提供することとなる。
- ② 少年虐待の通告が学校等市町村の公的機関からもちろん、多くの通告が学校等市町村の公的機関からなる。これにより、高齢者福祉や障害者福祉との連携性が図られる。これにより市町村が社会的養護サービス実施体制を整えるインセンティブになることは見受けない。
- ③ 少年ものの虐待への介入・調査権限は、専門機関に付与すること  
「試案」においては、措置権限を市町村に付与している。これにより、高齢者福祉や障害者福祉との連携性が図られる。これにより市町村が社会的養護サービス実施体制を整えるインセンティブになることは見受けない。
- ④ 少年虐待の認定に際して家庭裁判所の判断を仰ぐこと  
と子どもへの虐待が、子ども及び保護者双方に対して適正な手続きを保証することを要求する、すなわち法的な観点から権利侵害にかかる事實認定ををするものであると仮定すれば、司法開拓は保護者の意向に觸れず求められる。したがって、児童虐待の防止等に関する法律に

相保に関する最大限の制御的努力をしなければならない。そのために、司法開拓は不可避であり、また、司法に適正で適確な報告を行い、提言を行なうスペシャリストな実践領域が形成が予期される。とくに、性的虐待や死傷事例のように、警察や検察が関与し、また小児精神科医や心理学者等によるドラフマ評定などを、子どもたちの安心・安全を確保しながら実施するための仕組み（たとえば、警察と福祉が一体的に機能する福利監修ユニットや、同様に医療と福祉によるホスピタル・ユニットなど）は我が国において決定的に欠けているといふべきである。そのための人員確保は、NPOや病院に委託することがあつたとしても、基本的にはスケールメリットを生かすような方向性で考えられなければならない。

（3）具体的な検討事項を述べてきたい。「試案」は、市町村域で、すなわち「民基盤サービス」の一つとして子ども家庭福祉が位置づけられている。ただ、「子どもへの虐待は犯罪なし」としての虐待問題を「児童家庭の虐待」（あるいは親児の重大性が懸念されない）として扱う。このことは、児童虐待の認定なし、あるいは親児の重大性が懸念されない場合は、児童家庭の虐待に対する法的処置を実施するという判断を行った方がスマートな対応を行なうケースも増えてきている。このため、司法機関の関わりを益前位に比べて多くする方向で當面進んでいく必要がある。

（3）小括  
以上、3項目にわたって具体的な検討事項を述べてきた。「試案」は、市町村域で、すなわち「民基盤サービス」の一つとして子ども家庭福祉が位置づけられている。ただ、「子どもへの虐待は犯罪なし」としての虐待問題を「児童家庭の虐待」（あるいは親児の重大性が懸念されない）として扱う。このことは、児童虐待の認定なし、あるいは親児の重大性が懸念されない場合は、児童家庭の虐待に対する法的処置を実施するという判断を行った方がスマートな対応を行なうケースも増えてきている。このため、司法機関の関わりを益前位に比べて多くする方向で當面進んでいく必要がある。

（4）参考文献  
厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）『子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方にに関する総合的研究（主任研究者・柏文喜等）、2005年。（添谷昌史）

は、長期的視点からみて優先すべき課題については、(2)次年度に向けて検討すべき課題についておこなうことが望ましい事項であると思われる。

## (1) 改正方向について

第1は、市町村を中心とするサービス提供体制を目指すことを基本とすることである（要綱式案二など）。比較的身近な市町村をサービス利便の窓口とすることにより、利権者にとって利便しがやすい児童家庭福祉サービスを総合的に提供することが可能となる。また、市町村にあつたサービスメニューの設定をしやすくなることもプラスである。このため、この原則を設定し、実行に移していくことは有効であると思われる。

第2は、行政と司法との関係である。虐待などへの対応などをめぐり、親養育者の権利を削減することによって児童の権利を守ることとなるケースも見られる。このたび前に比べると、司法機関の判断に基づいて児童を施設に入所するという判断を行なった方がスマートな対応を行なうケースも増えている。このため、司法機関の関わりを益前位に比べて多くする方向で當面進んでいく必要がある。

第3は、法律の題名を「児童家庭福祉法」とし、児童の自立に深く関わることを有する家庭との関係を法上明示することである。児童家庭の問題を、地域福祉理念を、統合的・連続的に考えていくことは、実は子ども家庭福祉に先行して改めて進められている高齢者福祉や障害者福祉でも整理されたのではないかではないだろうか。筆者自身、充分な経験をした上で「総合性」、「連続性」、「地域性」に使議を抜きに「統合性」ということがばかり安易に使用されることのないよう、学術的な検討を進め材料として指摘するものであることを付記しておく。

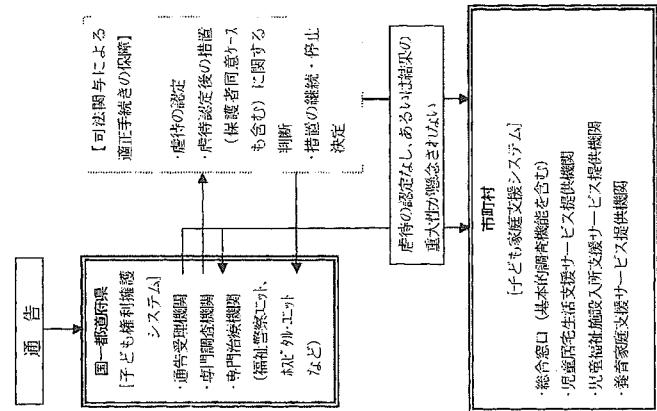
（2）次年度に向けて検討すべき課題

その上で、検討の必要な課題は、前提条件との関係など、必ずしもが部分で検討できなかつた事項の代表として次の3点を指摘したい。

（3）制度と関係を盛んに盛り込むべきか

方向で検討をする必要を感じる。

第1に、社会福祉法人やNPOなどが、児童家庭福祉等の一部を改正する法律を要綱式案作成上の前提条件」に示す（1）～（3）及び（9）に基づいて実施したものである。したがって、中規則に表現可能な現実的な改正を念頭に置いてある。このため、現実問題にとらわれて長期的展望や他制度との調整という視点が不足しがちなという危険がある。以下に示す（1）改正方向について



が示す（1）改正方向と次年度に向けた検討課題について

今回の要綱式案作成は、Ⅲ研究結果の「児童福祉法等の一部を改正する法律を要綱式案作成上の前提条件」に示す（1）～（3）及び（9）に基づいて実施したものである。したがって、中規則に表現可能な現実的な改正を念頭に置いてある。このため、現実問題にとらわれて長期的展望や他制度との調整という視点が不足しがちなという危険がある。以下に示す（1）改正方向について

により整理する必要がある。例えば、**規制を削減する事項**と**規制を削除する事項**についてでは、2004年児童福祉法改正などにより今後も増えることが予想される。そのことに対する対応は、現行の規制といふ規制と「児童虐待問題への対応などにおいては、民法上の規定を児童家庭福祉といふ視点から、障害児を含む障害者自立支援施設等の論点から、障害児を立派な人間として見直す必要がない限りは、規制を「オール・オーナーシンガ」と捉えるだけではなく、規制の部分的停止や規制の一時的停止においては、規制を修正をも念頭において対応をする必要がある。

第3は、**地方分権との関係について**である。要綱試案では、基本方針として、市町村を中心とするサービス提供体制を目指すこととしている。基本的方向性として正しい。しかし、児童虐待分野における懲罰等及び虐待の宣告請求に関する議論は、かなり早い公的権限行使にかかることであり、児童本人や家庭との直接的觸りが多い市町村が実施するよりも、都道府県が責任を負有するという仕組みにしたほうが良いと考える。また、ひとり親家庭及びその児童を保護する「家庭支援ホーム」及び小規模家庭支援ホームなどについては、意匠的に遙くのホームに入所することが利用者にとって有利な場合も多い。そのようないわゆる「小规模施設」についての具体的な配慮をいかに行う必要がある。

(新保幸男)

#### 5 「障害」見聞系福祉サービスの展開と実施における論点－「試案」における方向性と課題を中心に－

##### (1) 障害児自立支援施設のターゲット

本稿における「試案」の作成と同時に、障害児者福祉関係の法体系や事業体系の見直しをすめられてきている。発達障害者支療法が、平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行された。また障害者自立支援法が平成17年2月に国会へ上院化されている。一連のベースとしながら、自立支援という視点から、次のようないい論点として検討がすめられている。(1)障害児者の福祉サービスの一元化、(2)障害者の就労支援、(3)地域の社会資源活用のための規制緩和、(4)公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、(5)増大する福祉サービス等の費用負担を支え合う仕組みの強化という論点である。また、児童福祉に關して、児童福祉施設体系、事業体系においては、当面、(1)措置や監督の課題をかかえ、(2)児童の年齢や障害程度などのちがいにより混在している施設・事業

までの連続した相談利用体制をめざすものとなること。(2)子どもと保護者へ総合的・継続的・安定期的に関わっていく支援本部の性質を確保した上で、利用者に近い地域の相談窓口の強化をめざす方向性として提案されている。さらに、市町村単位の実施体制において課題となる市町村間の調整や広域的なサービス実施体制の可能性を標準るものである。障害者相談センターの機能についての検討問題は、単純に実施体制において課題となる市町村間の調整や広域的なサービスを標準化することとなる。以上を中心にして、「試案」の検討作業をすすめていくこととした。

文 献  
①柏女露峰（主任研究者）「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に關する総合的研究」厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 2005.

②小林理・鶴山百合・豊田海惠・喜多祐庄「保健・医療・福祉専門職の連携の実態と課題：子どもの問題をかかえる子どもの関係が重要である。さらに、当該センターの設置において現行の児童相談所における障害児相談支援機能のもつメリットをどのように再編していくかも十分な検討が必要であろう。」

③障害児支援の利用制度について  
6 総括 要綱試案の最終策定に向けて  
著者による「児童福祉法の改正をめぐって：次なる改正に向けての試案」が提示されてから、8年が経過した。その時点では引き続き開拓的な提議であった「子ども家庭支援」の総合的視点、「子ども最善の利益」の具體的視点は、その後の一連の児童福祉法等の改正、新法の制定を通じて、法制度の体系の中でも相応に組み込まれてきた。

今回の研究で示された試案は、児童家庭福祉においておおむね問題や課題の多い児童及び育て家庭の現状やそのニーズと施策体系との乖離に目を据え、今後特に求められる制度、施策の改善、改正を検討することが肝要である。そこで、各項目ごとに問題を整理しておいた。(1)児童家庭福祉における公的責任、権利、義務の体

制の確立が求められている。「試案」3の1では、(4)児童の状況にあわせた児童相談所の対応において、障害児であることが確定しない場合、障害の程度が軽度であって障害を有しない場合と同等の処遇が児童の利益になると考えられる場合の児童相談所の対応が混在している。これは、法制度の沿革となつてきた児童障害への支層を法体系として整備してきた七つのもと児童相談と障害者相談との連携の方向性を捉えるものである。利印の立場から見れば、施設・事業のメニューが一元化され、選択利用がしやすくなるというメリットを活かすことができる。この際、当然市町村ごとの相談体制やサービス利用体制への対応について、「試案」4の1において新しい制度など、「試案」4の1やさらに「利用に至つてない事業者など、「試案」4の1やさらに「利用に至つてない事業者などが児童相談をもつける市町村等の主導の役割を明らかにし、今後の検討を求めるところである。

さらに、これらの新しい利用制度に関する耳鼻咽喉科や障害児相談サービスの利用が必要な場合、障害児相談のしくみを他の子ども家庭福祉サービスへひろげていく方向性を捉えしており、障害児相談と般子育て支援の谷間の問題を放つていく議論となるであろう。

##### (3) 小括

現行の支費制度を中心とする地域の教育支援システムには、利用者（子ども、保護者）の相談からサービスを利用にいたる間の専門性の連携の課題がみられてい。本稿の「試案」の論点整理は、制度の基本的な構成要素との乖離について検討を加え、より有効な制度、施設部に流入していく点もありいままで議論の體済が進んでいたのであるが、次年度の検討作業では、次の諸点がハイライトになると考えられる。(1)児童や障害の課題をかかえ、(2)児童の年齢や障害程度での移行が課題をかかえている。都道府県・指定都市センターへの移行が課題をかかえている。都道府県から市における障害者相談センターの機能は、障害児相談および判定における専門性の強化とともに、子どもから大人

これまでの児童家庭福祉にかかわる二つのとその施設体系との乖離について検討を加え、最も重要な課題は、研究目的に記されているように、分析化、連結化、統合化の推進、児童家族が初期段階でどの窓口にどう対応するかが利用者であり、その方向性はまだ児童及び家庭のウエルビーングの促進に直結するものであると考えられた。とくに

分権化に關しては、社会福祉における他の分野と同様、今後すべての児童家庭福祉が分断されることについては、本研究グループにおいて何の異論もみられなかつた。とりわけ現行児童福利法の定める市町村が主体となることについて、本研究グループでは親密性原則の連携、協働のあり方を、強化を図ることとしたため、市町村の連携、協働のあり方が問われた。國・都道府県（指定都市）、市町村間の体系及び司法（国）との関係については様々な議論がなされたが、今后なお議論を重ねるべき課題が多く、まだ共通の結論には至つていなかつた。

それは、子どもの権利擁護会をも包含するすべての児童・子育て家庭を標榜に包み込んだ児童家庭福祉が実現するための連携や運用は、きわめて重要な方向である。しかしながら、本研究グループ内で必ずしも見解が一致しなかつた議論があつた。それは、子どもの権利擁護に係る公的な権限、義務の位置づけである。

社会福祉における他の分野では、利用者の権利擁護や利用者主体の原則を重視することは、必然的に利用者の当事者能力の尊重、自則的自立の重視と重なつてきている。しかし児童家庭福祉におけるこれらの方針の重視は、子どもという特性すなわち、利用者としての当事者能力が児童界があること、自則的自立よりも依存的自立を必要とすることから、社会福祉全般の動向や方向性と一緒に化した制度や施設の展開を図ることについては、慎重でなければならない。この特徴こそが、児童家庭福祉においては子どもの権利擁護、権利保障にあたって私的责任（自則）、社会的責任（扶助）、公的責任（法則）の均等ある体系が求められる所以である。改正の要点一、二（一）、（二）、（三）及び（四）に示されていよいよ、自助・共助・公助の体系化、そして公則にあたつての見直し・保護者の意見・意向の尊重は、その基本線である。

しかし、これまでのウエルフェアを日本とする児童福祉においては、国家責任としてのバーナリズムが制度、施設に色濃く反映していた。具体的には、この試案においても重視され種々方向性が議論されている児童虐待をはじめ、きわめて要保護性の高い問題に關し、子どもの権利と保護者・係親者の権利が対立・対峙するような場合、またきわめて非行性の高い問題に關し、子どもの権利・義務や二ーズが対立・対峙するような場合などに、公的介入という手法でこのバーナリズムに基づく行政や司法の運用がなされてきた。つまり、これらの児童家庭福祉問題に關しては、公的責任として国及び都道府県（既定都市）の権利、義務、責任が重視されてきた。この論点は、児童福祉を包含する児童家庭福祉における市町村に対する直接的な影響力であり、とくに、要保護児童に係る子どもの権利擁護を図るための市町村の権限、義務のあり方での議論を呼んだ。

試案の方針は、四一、六及び六一（一）～（五）に示さ

れており、國の直轄とされている司法上の制度に關しては、本研究では親密性原則における公法（児童福利法）と私法（民法）との統合に関する論点整理について判断を留めるという前提ですすめたため、町村が主導的役割を果すものではない。そこで、本研究グループにおいて何の異論もみられなかつた。とりわけ現行児童福利法の定める市町村が主導的役割を果すものではない。そこで、本研究グループにおいて何の異論もみられなかつた。

児童家庭福祉が児童家庭福祉の新たな展開のためには、まだ開拓途上にあると受けとめられる市町村が多い中で、公助と共助の連動の二つのシステムとして、公設民営化や事業の民間委託化の課題は重く、その場合の基準や要件についても検討しなくてはならない。

なお、障害児とその家庭に対する支援の体系及びその財源の確保に関する課題については、障害者自立支援法の成立により、ここに提示されている児童家庭福祉制度はさらなる検討が必要となる。また、このことも含め、公助の体制強化の方針は、今後の子ども家庭福祉における財政のあり方とも深くかかわってくる。つまり、税財源を基本とする方向とともに社会保険を含む社会保障財源を強化する方向についての議論も欠かせない。本研究では、育児支援法（介会保障財源）と児童福利法（税財源）との二つの体系化についても、その論点整理について判断を留保するという前提ですすめた。またる財源の論点に関しては、四一、二において支援費制度としてまとめられている。子育て支援、次世代育成支援にかかる社会的責任、共助の強化は、例えば、支援費という名稱も含めてさらに検討を加えていくことが求められる。誰による、誰に対する、何の支援かという議論を深めることにより、例えば育成支援費という名稱の意義、そして具体的な税財源及び社会保険に基づく社会連帯指向の体系化の意義等々、検討すべき課題である。

#### （経験式導入）

#### VI

以上、いくつかの前提条件を設定しつつ、昨年度報告の論点を踏まえた児童家庭福祉制度構築のための取扱い点における児童福利法改正試験試験を主任研究者である柏女が提案し、あわせて、協力研究者から個別の領域に係る見解や論点を提示してきた。

そのなかには、いかゆる親権の制限に係る実施主体等、試験検討段階では十分な合意が得られなかつた事項や、サービス供給主体の多元化に関する事項や児童健全育成に係る制度、児童の権利擁護に係る事項など、十分な検討がなされてこなかつた課題も提示されている。また、現実的な試験の検討を進めつつも、そこに通底する原理をしっかりと確認しておくことも必要である。

今後は、こうした視点を踏まえ、本試案を改良しつつ

の保護者に対する保護の役割の具体的展開に関する今後の検討は、新たな公共の仕組みを構築する上でも重要な課題である。

（柏女豊峰）

# 次世代育成支援の動向と併育の 課題

柏女、豊峰 満徳大学教授・日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長

## I 次世代育成支援施策の動向

### 1 少子化対策がもたらしたもの

- (1) 少子化対策のはじまり  
1990（平成2）年6月、1989（平成元）年の合計特殊出生率が統計史上最低を更新する1.57となったことが公表されると、高齢化社会の基盤整備を進める老人福祉法等の一部を改正する法律の審議中であった国会は大きなショックに見舞われた。これがいわゆる「1.57ショック」である。  
以後、子育ち・子育て支援施策は「少子化対策」として、いわゆる「年金・医療・介護」を下支えする施策としての歩みをはじめめる。少子化対策は、1994（平成6）年のエンゼルプランに結実し、さらには1999（平成11）年の新エンゼルプランへと引き継がれていく。

### 2 少子化対策の結果

少子化対策は、その性格上、いわゆる一般的な子どもたちを応援し、一般的な家庭の子育てを応援し、さらに働き手を増やすことが主眼となつた。その結果、仕事と子育ての両立支援を図る社会資源であり、かつ、保育に欠ける子どもの福祉を図る児童福祉施設である保育所の利用希望の著しい増加、待機児童問題を招き、また、地域における連帯の希薄化とともに、家庭における子育ての開拓化をもたらすことになった。つまり、在宅介護を支援するためのサービスがないために特別養護老人ホームに利用希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を、「育児」もかかえることとなつたのである。

そして、その一方で、ひとり親家庭支援、子ども虐待や社会的養護、障害児の子育て支援など、いわゆる要援護家庭や要保護児童施策の計画的進展は連れをとることとなつていった。

## 2 新たな政策の展開

- (1) 次世代育成支援施策の展開  
こうした問題認識から、2003（平成15）年度から、次世代育成支援という新しい考え方による少子化対策、子育て支援施策の推進が図られてきた。次世代育成支援とは、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代

を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること」(少子化対策推進関係閣僚会議)と定義される。

新たな子育て支援・次世代育成支援のための基本法には、いざれも2003(平成15)年に成立した少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法の三本がある。

少子化社会対策基本法は、子育て支援・次世代育成支援の基本的考え方や推進方針などを規定した法律である。この法律に基づき、少子化社会対策大綱や子ども・子育て応援プランが策定された。

次世代育成支援対策推進法は、すべての都道府県・市町村に、2005(平成17)年度から5年を一期として、地域における子育て支援サービスを中心とする次世代育成支援地域行動計画の策定を義務づけた。また、国および地方公共団体等(特定事業主)ならびに従業員301人以上の事業主(一般事業主)も、育児休業や子どもの看護休暇などに関する事業主行動計画を策定しなければならないこととされた。

次世代育成支援対策推進法とともに、改正児童福祉法も成立した。現在、地域における子育て支援サービスが十分でないため、保育所に利用希望が集中して待機児童問題が社会問題化していくことをふまえ、改正児童福祉法においては、高齢者や障害者の介護におけるいわゆる在宅福祉三本柱の“子育て版”を子育て支援事業として法定化した。そして、市町村にそのコーディネートの役割・機能を付与した。この計画が、2005年度から全国の地方自治体でいっせいに開始されている。

こうして、子育て支援・次世代育成支援施策は、新たな局面を迎えるようとしている。

## (2) 要保護児童福祉における市町村の役割強化

一方、深刻化する子ども虐待問題への対応や、社会的養護を必要とする子どもたちの福祉の増進を図ることなどを目的とした改正児童福祉法が2004(平成16)年に成立し、2005年4月から施行されている。

この法改正は、児童相談における市町村の役割強化が大きな特徴である。児童相談に関して、市町村が第一義務的役割を担うことを法律上明確化すると共に、児童相談所の役割を要保護性の高い困難事例への対応などに重点化している。そのうえで、市町村を含む地方公共団体に要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会(要保護児童対策地域協議会)を設置出来ることとし、地域の機関や施設、NPOなどがこのネットワークに参画することによって、皆の力で子どもや家庭を支援していくことをねらいとしている。

また、乳児院および児童養護施設の入所児童に関する年輪要件の見直し、

里親の権限規定の明確化、退所児童の自立支援の法制化など、社会的養護に関する制度改正、要保護児童に関する司法関与の見直しも行われている。

さらに、児童福祉法施行令や施行規則、児童福祉施設最低基準などの政省令の改正、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知の改訂も行われ、市町村における児童相談の展開を図る市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針なども策定された。これらに基づき、2005(平成17)年度からは、要保護児童福祉分野においても、市町村をまきこんだ新たな体制整備がはじまった。

## II 保育制度改革の動向と保育の課題

### 1 保育制度改革の動向

こうした動向と同時に、保育制度改革も進められている。

#### (1) 少子化対策時代

まず第一に、1998(平成10)年度から施行された改正児童福祉法においては、保育所利用のあり方が、従来の職能保謹(措置)から、利用者が保育所を選択して市町村に申し込む保育の実施方式に変更された。また、保育所に対し、地域の子育て家庭に対する子育て支援の努力義務が規定された。改訂保育所保育指針においても、保護者とのパートナーシップによる保育や子育て支援の拡充を求めている。

第二に、2000(平成12)年の社会福祉基礎構造改革に伴い施行された社会福祉法においては、保育所保育に以下の点が要請されることとなつた。すなわち、

- ① 利用者の意向の尊重(第5条)
- ② 関係機関との連携による総合的なサービス提供(第5条)
- ③ サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保(第24条)ならびにそのための保育所保育の質の評価(第78条)
- ④ サービス情報の提供(第75条)
- ⑤ 利用者からの苦情解決(第82条)

などがあげられる。

そして、これに基づいて児童福祉施設最低基準が改正され、保育所における苦情対応の義務や、都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の苦情に関する調査に対する協力義務なども定められた。

第三に、1999(平成11)年末にはいわゆる新エンゼルプランが策定され、保育所には、

- ① 低年齢児の受け入れの拡充

## ② 多様なニーズへの対応

### ③ 子育て家庭支援

などが求められることとなつた。

第四に、児童虐待の防止等に関する法律、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律が相次いで定められ、保育所に、被虐待児の早期発見努力義務や配偶者暴力に関する通報の努力義務、親子への支援などが必要とされた。子育て支援と共に、虐待などの早期発見と専門機関へのつなぎ、見守りなどの機能の発揮が必要とされたはじめたのである。

第五に、待機児童解消を主たる目的として、保育所保育に関する各種の規制緩和が次つぎと進められている。規制緩和は、施設・設備に関すること、人に關すること、会計に關することが中心である。例えば、認可保育所の設置・主体制限の撤廃、道具の彈力化、短時間勤務保育士の導入、分園方式の導入、賃貸方式の認容などがあげられる。

規制改革の動向は、保育所運営費の一般財源化や幼保の一元化といった新しい政策テーマを生み出しつつ、保育所を含む子育て支援関連施策の財源問題や、その利用のあり方に関する検討をもたらしている。

### (2) 次世代育成支援施設時代

統いて、保育士の名称独占資格としての法定化と保育士業務の拡充、ならびにそのための新保育士養成課程の導入をあげることが出来る。2003(平成15)年に施行された改正児童福祉法は、保育士の業務について、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する指導を行うことを業とする者をいう」(第18条の4)と規定し、子どもの「保育」と保護者に対する「保育指導」を保育士の業務として定めている。

つまり、保育士の働く場所の規定を削除し、名称独占の規定により保育のプロとして認定し、さらには、保育と保育指導の二つをすべての保育士の業務としたのである。保育士を、いわゆる在宅福祉三本柱の担い手として期待しているがゆえの法整備にほかならない。

そして、これに併せて、守秘義務や信用失墜行為の禁止、相談・助言に関する学習の努力などについても規定された。これに呼応し、2002(平成14)年度入学生から適用されている新保育士養成課程においては、家族援助論や社会福祉援助技術(演習)の創設なども図られている。

さらに、これらを受けて2003年3月には、保育所、保育者の責務と倫理に関する宣言である全国保育士会倫理が、とも採択された。2005(平成17)

年度からは、児童福祉施設最低基準に、保育士の学習努力を施設設置が後押しすべきことも規定されている。

そして最後に、前項で述べたとおり、2003(平成15)年の次世代育成支援対策推進法の制定ならばにそれに伴う児童福祉法改正があげられる。改正法は、保育所に偏った子育て支援関連施策を見直し、すべての子育て家庭に対するサービスを拡充していくことをする政策転換を図っている。2004(平成16)年末の子ども・子育て応援プランには、いわゆる子育て在宅福祉三本柱の整備目標も規定されている。

なお、それらの一環として、2004年度からいわゆる「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討が進められ、また、公設公営保育所の運営費負担金の一般財源化も実施された。2005(平成17)年度からは、次世代育成支援施設関連補助金が交付金化され、一部の保育関係費の一般財源化も進んだ。その途上にあっては、いわゆる税財政の三位一体改革の流れのなか、地方六団体の提案には、民間保育所運営費の国庫負担金の一般財源化も盛り込まれて、混乱に拍車がかかった。まさに、保育所保育の課題に対応する各種の制度改革が、矢張りばやに進められているといつてよい状況である。

## 2 最新の動向

2004年から2005年にかけて、次世代育成支援施設に流れ込んだ水流は、保育所保育をさらに大きな改革の渦に巻きこもうとしている。その水流とは、いわゆる三位一体改革、総合施設、障害者自立支援法の三つである。

### (1) 三位一体改革が示したもの

2004年8月、地方六団体による国庫補助負担金廃止に係る提案は、次世代育成支援・保育の仕組みが、高齢者を含む成人の仕組みと大きく異なることを世に示した。

すなわち、サービス利用のあり方に關しては、行政による職権保護主義を中心とし、財政に關しては、税による事業者に対する補助負担金の仕組みとなっていることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に対する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとは全く異なっている。

このまま地方分権を是として次世代育成支援・保育財源が一般財源化されれば、子どもに對しては地方財源、成人・高齢者に對しては社会保障・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまうこととなる。

### (2) 総合施設検討が示したもの

一方、幼保一元化や規制緩和を水源にもつわゆる総合施設の水流も、次世代育成支援・保育施設の保健福祉部局と教育委員会による分断による補助が上がらせた。しかも、保育所、幼稚園とも事業者に対する税による補助負担金制度であることは同様であるが、幼稚園利用は契約制度であり、また、就園奨励費という個人給付も導入されているなど、就学前保育・教育においても制度の相違が明確になってきたのである。

そのなかで、総合施設に関しては、利用者と事業者との契約利用方式が提言され、2005（平成17）年度から全国36か所でモデル事業が実施されている。

#### （3）障害者自立支援法が示したもの

さらに、利用者主権の動向から生じた社会福祉基礎機関改革により導入された支援費制度を改善する障害者自立支援法に、障害児福祉サービスの制度改革が盛り込まれ、障害児施設利用のあり方が、契約、個人給付制度と職権保護制度との二本立てとなる方向も示された。

子どもの施設サービス利用のあり方が、障害かそうでないかで分断されることとなつたのである。

#### （4）改革を求める声

こうした動向をふまえ、今後、保育界に対して、「障害児ですら、利用者と事業者とが直接向き合う関係、個人給付によるサービス利用が提案されているのに、保育所利用が市町村との委託契約、事業主給付であり続けることが、本当に合理的といえるのか」「就学前保育・教育システムの一つである幼稚園や総合施設が契約システムなのに、保育所が市町村との委託契約システムを探り続けることが、本当に妥当なのか」といった疑問が、急速に高まってくることも予想される。

2005年3月25日の規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）においても、保育所に対する直接契約入所、利用者に対する直接補助方式のあり方をめぐる検討の必要性が盛り込まれている。まさに、保育界の判断が問われる事態が到来することも予想されるのである。

### 3 次世代育成支援施策の行方

次世代育成支援施設の特徴は、成人、特に高齢者の施設と比較すると、①都道府県中心、②職権保護中心、③施設中心、④事業主給付中心、⑤税中心、⑥保健福祉と教育の分断、⑦限定期的な司法闘争をあげることが出来る。さらに歐米のシステムと比較すると、⑧より、障害者自立支援法も成立了今、次世代育成支援施設体系も、①市町

村を中心、②契約と職権保護のバランス、③施設と在宅サービスのバランス、④個人給付中心、⑤社会保険と税のバランス、⑥保健福祉と教育の統合、⑦積極的司法闘争、⑧方向を念頭に、再構築に向けて検討を開始することが必要と思われる。

冒頭に述べたとおり、少子化対策は、年金・医療・介護充実のための手段として出発した経緯をもつ。そして、現在もなお、次世代育成支援施設はその水源を引きずっといる。

これから次世代育成支援は、「年金・医療・介護」と「少子化対策」に二分化されるではなく、「年金・医療・育儿・介護」の四つ葉のクローバーによって再構築されなければならない。それこそが、人間の一生を通して位置づけられることとなる。

### 4 保育所保育の新時代

こうしてみてみると、保育所保育は今後、新たな時代を迎える可能性がある。その際には、例えば「子どもは、人と人とのつながりのなかでこそ健全な成長が図られる」との考え方のもと、すべての就学前の子どもにも、保護者と共に、あるいは子どもだけ（保育を必要とする子どもや3～5歳児など）で一定の保育の時間を保障するという構想（私はこれを「基本保育」と呼んでいる）なども、これから検討されてよい。

今後は、地域子育て支援、保育、児童手当などの子育て支援に関連する既存の施策を全体として見直し、「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を基本理念とする次世代育成支援システムの再構築を進めていくことが必要である。また、育児保険構想が提案され、次世代育成支援のための財源確保も、緊急の政策課題として浮かび上がってきていている。

そうした状況のなか、保育所制度のあり方や保育所保育の本質、保育内容自体も、社会や時代から問われつつあるのである。早急に、保育所制度の再構築に向けて、保育界からの検討、発信が必要とされる。風が吹いてから風を用意しても、もう間に合わないのである。

#### 【参考文献】

- (1) 柏女鑑峰「次世代育成支援と保育」全国社会福祉協議会／2003年
- (2) 柏女鑑峰他「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に脚する総合的研究」『平成16年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書』／2005年
- (3) 柏女鑑峰「保育所改革の動向」『保育所改革の動向』『保育の友』50年、これからの保育の未来をさぐる』全国社会福祉協議会／2004年
- (4) 柏女鑑峰「子育て支援と保育者の役割」フレーベル館／2003年
- (5) 柏女鑑峰編著『市町村児子ども家庭福社』ミネルヴァ書房／2005年